

議案第64号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する 条例の一部改正について

1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

役職定年制の例外措置として、特例により管理職に留任する者については、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないこととします。

3 施行期日

令和5年4月1日

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により派遣することができる職員から除かれる法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 港区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年港区条例第一号)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>五 港区職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>六 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により派遣することができる職員から除かれる法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 港区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年港区条例第一号)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>五 (略)</p> <p>(後略)</p>

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。